

## 秋田県森林整備関係業務条件付き一般競争入札実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する森林整備関係業務について条件付き一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務)

第2条 条件付き一般競争入札の適用対象業務は、秋田県森林整備業務入札制度実施要綱（平成29年3月9日付け森-3294。以下「入札制度実施要綱」という）別表-1に掲げる業務のうち、入札に付するものとする。

### (入札の公告)

第3条 条件付き一般競争入札の公告は、秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービスにおいて掲示することにより行う。

### (入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録名簿に登載されていること。
- (3) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県森林整備関係業務入札参加者指名停止基準（平成21年2月27日付け森-2156）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続きの申し立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

### (入札参加資格の決定)

第5条 入札参加資格は、入札制度実施要綱に定めるところにより、入札審査会等の審議を経て決定する。

### (設計図書等の閲覧等)

第6条 仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

2 設計図書等の複写を希望する者については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費をもって複写させることができる。

- 3 設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとし、契約当事者は質問の受付及び回答の期限を公告において明らかにするものとする。
- 4 現場説明会は、原則として行わない。

(入札参加資格の確認申請)

第7条 契約当事者は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる書類を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
  - (2) 秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録認定通知書
  - (3) 配置予定専門技術者の資格者証
  - (4) 雇用関係があることが確認できる健康保険被保険者証等
  - (5) その他契約当事者が特に必要と認める資料
- 2 前項の確認申請書等は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第8の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。
- 3 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を提出させ、開札後にあってはその旨を速やかに報告させるものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金は免除するものとし、契約当事者はその旨を公告において明らかにするものとする。

(見積内訳明細書の提出)

第9条 入札書の提出にあたっては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

- 2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札書は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第8又は第9の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

- 2 入札執行回数は、1回とする。(ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあっては2回までとする。)
- 3 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（落札者の決定方法）

第12条 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第15に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

2 契約担当者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、課（室）入札審査会（再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあつては地方入札審査会）の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。

3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、契約担当者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

- (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であつて次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項後段の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。

5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）

第13条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資

格確認結果通知書（様式第2号）を速やかに通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前4項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

（落札決定後の書類提出等）

- 第14条 落札者が決定したときは、契約担当者は、落札者に対し、秋田県税に滞納がないことを証する書面、社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面等を速やかに提出させるものとする。
- 2 落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。
  - 3 前項については、公告において明らかにするものとする。

（その他）

第15条本要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式 1 号)

## 競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

秋田県知事

申請者住所  
商号（名称）  
代表者氏名 印

秋田県が行う次の案件の業務委託契約に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て中でないこと、秋田県税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）、並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

業務委託名  
委託番号

(競争入札参加資格確認資料)

- ・ 秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録認定通知書の写し
- ・ 配置予定専門技術者の資格者証の写し
- ・ 雇用関係があることが確認できる健康保険被保険者証等の写し

(様式2号)

平成 年 月 日

様

秋田県知事

## 競争入札参加資格確認結果について（通知）

先に申請のあった条件付き一般競争入札への参加資格について、下記のとおり確認しましたので、通知します。

なお、資格なしとした理由について説明を求めることができますので、説明を求める場合は、平成 年 月 日までに秋田県 あて説明を求める旨及び説明を求める事項を記載した書面を提出して下さい。

業務委託名（委託番号）

競争入札参加資格

なし

資格なしとした理由